

随想「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第43回 自民党の憲法草案はなぜ天賦人權論を排除するのか？

1. 自民党の憲法草案は天賦人權論を排除

自民党は、2012年4月27日、日本国憲法改正草案を発表し、その後成立した阿部政権は改憲に向けて動いている。その中で注目されているのは、改正手続きの96条の手直しと国防軍を保持するための9条の改正であるが、ここではこの議論はしない。

気付いている人は少ないが、実はこれと共に重要なポイントは、同改正案では天賦人權論を排除していることである。これは日本の思想が世界の潮流から離脱することを宣言する重大な問題であるが、その重要性を理解する者は少ない。

改正案では、天賦人權論を宣言した97条を全面削除した。現行の97条では、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」とある。

これは基本的人権を多大な犠牲を払って獲得した諸外国ととともに、日本もその犠牲と努力を承継し、将来に向けて維持することを宣言する重要な規定である。しかしこれを削除するのが改正案である。

11条では基本的人権が「永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とあるが、改正案は、この「与えられる」を排除して、「永久の権利である」としている。

現行憲法では、基本的人権はこのように「与えられる」とか、「信託さ

れたもの」としている。何から与えられたかといえは「天」からであり、「天」とは「真理の根源」として、人間の存在以前に存在する。人間は、この真理を追究できる存在として生を受け、それが「人間の尊厳」である。この真理を追究する「自由」は、何ものからも妨げられないとするのが天賦人權論である。英語では、「天賦」には端的にInnate（生来の）やOriginalの語があてられている。97条の排除は、この天賦人權論を排除することの宣言である。

2. なぜ、守旧派は天賦人權論を排除するのか。

個人が有するこの基本的人権は、個人が自ら真理を追究する権利であるから、権力者から見れば、これを認めては個人が自分に従うのでなく、真理追究に向かつてしまう。それ故、これを抑制することが自己の権力を維持するために必要であった。その権力者の圧力を排除し、多大の犠牲を払って獲得したのが民主主義であり、自由であった。

日本の守旧派は、人間が「個人」として真理追究をするのでなく、「人」として伝統や秩序に忠実であることを強く望む人たちである。彼らにとり天賦人權論は、吐き気を催すほど気に入らないものであり、「個人主義」は、伝統や既存秩序を破壊しようとする「利己主義」そのものであり、どうしても排除したいのである。

第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される」とあるが、これでは、「個人主義」という「利己主義」

がはびこることになる。そこで守旧派は改正案で、この「個人」とあるのをわざわざ「人」と言い換えている。彼らにとって人間は「個人」として存在するのではなく、「人」として集団の中で伝統や秩序に忠実であつてほしいのである。

「自由」が個人として真理を追究することであれば、嫌でもその結果は自分だけが負う。「自由」には責任が当然に内在しているので、権利や自由にはわざわざ義務や責任を加える必要はない。

ところが守旧派にとってこれは理解しがたいものである。彼らは真理追究の代わりに伝統や秩序に従うことを第一と信じているので、伝統や秩序に従う義務や、伝統や秩序に対する責任を憲法に書き足さないと心配しようがない。その結果、12条では、わざわざ、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し」と書き加えている。これは、守旧派の心配を端的に表現しているものである。

基本的人権の根本は、個人が誰にも妨げられることなく真理を追究する権利であるから、思想・良心の自由が、基本的で最も重要である。現行の第19条が「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と表現して、その上で、20条の信教の自由、21条の表現の自由、23条の学問の自由を「保障する」と規定している。この表現の違いは、19条を他の人権保障の規定の基本となる特別の規定と意識していることである。

ところが自民党案は、わざわざ19条を他の人権規定と同じ表現にし、

「思想及び良心の自由は保障する」とした。これは個人が真理を追究するなど生意気で、特別扱いをしたくないという守旧派の強い気持ちの表れであろう。

3. 日本は思想で世界的に孤立する

前々回(41回)で、私が中高校時代、カトリックの修道士から、「良心に従って行動しなさい。100人の中で自分が他の99人と違って、良心に従うのが正しいのです」と教えられたが、学校から一歩出れば、99人と違っていけば周りや伝統に合わせるのが人として正しい生き方だというのが日本文化だったという話をした。

良心に従うということは、良心により何が正しいか、何が真実か、正義か、公平かを判断していくことであり、「個人」として真理を追究することそのものである。真理を追究するということが、それを止め周りや伝統に合わせる心的作用は全く相反するのである。

キリスト教では、神は真理の根源である。人が個人として真理を追究することは、神に近づくことであり、人として当然すべきことである。しかし、この様な考えはキリスト教だけではなく、ユダヤ教やイスラムなど同じ神を信じる文化圏でも同じなのは言うまでもない。しかし、実は仏教でも儒教でも同じである。

仏教の本質は悟りにより真理を体得するものであるが、悟りは個人の絶え間ない修行により目指すもので

極めて個人主義的であり、目指すは真理である。仏教の有名な理論書である「大乘起信論」では、真理は「真如」と表現され、人が個人として真理を追究することが仏教の本質としている。

儒教の理論でいえば、ここでいう真理は「天理」である。朱子は心性と情に分け、性は形而上のものとして「性即理」とし、明代の王陽明では、性と情に分けることなく「心即理」とした違いはあるが、共通するのは、個人として「理」を極めることにより、最高の真理である「天理」を追求するものである。

このように、欧米のキリスト教文化圏、イスラム圏、仏教圏、儒教圏は、共通して「個人」が真理を求めた文化なのだ。

4. 日本人はいつから思想的に孤立したのか

実は日本でも、戦国時代までは「天道」という観念があり、真理の源としての天という観念があった。丸山眞男の説明を引用すれば、「武士のエートスの概念的な合理化は、「その最も典型的な表現が、『道理』の観念および天道思想であった」、これは「二種の自然法思想といつてよい」という(丸山眞男講義録・第五冊、101頁)。

江戸初期の儒学者である林羅山や伊藤仁斎にも「天」があった。しかし、個人が「理」を求め、真理を求めたら、その個人はなぜ人は生まれで身分の差が出るかと、封建体制そのものに疑問を感じてしまい、封建

的身分制は崩壊してしまつてであろう。そのため幕藩体制にとつて朱子や王陽明では権力維持に障害となることが次第に明らかになり、丸山眞男が、「儒教思想の革命的転換」と称した出来事が、必然的に起こることになる。

荻生徂徠(1666~1728)という大学者は、個人が「天」という真理を求めるといふ、個人による自己の内面の追求を止め、求める対象を個人の心の外に求め、対象を天の代わりに「聖人」に置き換えた。この「聖人」が、生まれながらの身分を甘受して、従順に権力者に服従することが人の道と言っていることにすれば、幕藩体制は安泰となるからである。

しかし、これにより日本の思想の主流は、本来の儒教とは似ても似つかないものとなるとともに、世界の思想から完全に孤立することとなった。

陽明学の入門書たる「伝習録」では、「良知」に従って真理を追究することを求め、その中巻には、「之を心に求めて非なれば、其の言の孔子に出ずと雖ども、敢えて持つて是と為さざるなり」というくだりがある。

これは、自分の良知に従って正しいと思えば孔子の教えと違つていても自分の信ずるところに従えというものであり、これが本来の陽明学である。しかし徂徠は、逆に、自分が正しいと思うことに従う代わりに、「聖人」の言うことに従えとするものである。この徂徠学は、その後の日本の思想の基軸となつていった。

徂徠学の最大の問題点は、では何

が「聖人」の教えであるかである。それを孔子に依存したところで、現代の個別の問題に解答を与えてくれるわけではない。結局、自分が聖人になりかわつて、自分の道徳観を他人押しつけることに終わってしまうのだ。

教育勅語では、徂徠学の「聖人」が、「皇祖皇宗」、つまり天皇の祖先に入れ替わり、臣民は、「皇祖皇宗」が残した「遺訓」や、その深く厚い「徳」に従順であることが求められた。しかし、教育勅語には何が「皇祖皇宗」の「遺訓」かが具体的に書いているわけではない。

その結果、レベルの低い指導者連中が自分のケチな道徳観を真理であるがごとく押しつけることに終始し、その結果最後は国を滅ぼしてしまつた。

今回の自民党改正案は、徂徠学の思想の流れと、それを受け継ぐ教育勅語文化を忠実に承継するものであり、その結果天賦人權論は排除されるべきものとなつたのである。



金子博人
(かねこ ひろひと)

金子博人 法律事務所。弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程(商法)終了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会(IFITA)会員。大東文化大学法科大学院委員(東京工業品取引所)。日本フライムリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。